

甲第201号証

## 陳述書

平成27年12月24日

東京地方裁判所民事第36部合B1係 御中

阿部宣男

## 第1 ホタルを飼育するに至るまで

## 1 幼少時代

私は、昭和30年、東京都板橋区で生まれ、同区で育ちました。

私は、私の母が福島県大熊町出身であったことから、幼少時代の夏休みを大熊町で過ごすことが習慣でした。当時、大熊町の熊川では夜になるとホタルが飛んでいましたが、幼少時代の私はホタルの光を不気味だと思ったこと、祖母から「ホタルには先祖の靈が乗り移っている」と教えられたことから、ホタルが飛ぶと泣き出してしまうほどホタル嫌いとなっていました。

私は、ホタルは嫌でしたが、大熊町における自然とのふれあいから、生物好きな少年でした。私は、中学入学後は熱帯魚の飼育に熱中し、水槽の水の濾過に適した砂を保るために、様々な砂を比較する等の実験を行うなど、飼育のための研究を熱心に行いました。

## 2 こども動物園での勤務

昭和55年4月1日、私は、板橋区役所に採用され、土木部公園緑地課が管理することも動物園に配属されました。

私は、こども動物園内に設立された淡水魚水族館の担当をするようになり、水槽内で里山の生態系を再現することに挑戦するなど、来館者に魚及びその生態系の魅力を伝えるために必死に働きました。

1

## 3 淀室植物園での勤務とホタル飼育の開始

平成元年4月1日、私は、こども動物園から淀室植物園へ異動となりました。同園では農薬使用が問題となっていましたが、私は着任早々、害虫駆除のために施設内でテントウムシ等を倒すことで、無農薬での植物栽培を成功させました。

同年7月1日、公園緑地課長が私のものを訪れ、突如、同園でホタル飼育をするように命じました。これは、板橋区において昭和62年頃からホタル再生の計画があったものの、いずれも成功しておらず、無農薬での植物飼育を成功させていた淀室植物園であれば、ホタルの飼育が可能でないかと考えられたためだったようです。

前述のとおり、私は幼少時代の経験から極度のホタル嫌いでしたので、一度はホタル飼育は自分には無理であると拒否しました。ですが、土木課長より説得され、結局はホタル飼育の責任者となりました。

## 4 ホタル飼育の試み

私は、上記のとおり、板橋区の指示に従い、ホタル飼育を開始しました。当時は、ホタル飼育に関する情報が殆ど無かつたため、手探りでの飼育でした。

私は、幼少時代を過ごした福島県大熊町においてゲンジホタルの卵を、板橋区の姉妹都市であった栃木県栗山村（現日光市）においてヘイケボタルの卵を、それぞれ採取し、その採取した卵を淀室植物園の湿地帯部分に置きました。すると、淀室植物園の環境がホタル飼育に適した条件であったためか、平成2年の初夏にはホタルが次々と羽化し、淀室植物園にホタルがいると地域住民の間で話題になるようになりました。この声を受け、板橋区は、同園の特別夜間公開を行うことを決定し、「ホタルとふれあいのタペ」と名付けられた夜間公開を、同年7月3日から9日までの5日間実施しました。この夜間公開には、約300人の見物客が訪れました。

2

この夜間公開が非常に好評であったことから、板橋区は、私に対して、本格的にホタルを飼育するよう命じました。私は、前年はホタルが生育したもの、どのように飼育をすべきか全く分かっていなかったことから、ホタル飼育について、様々な試行錯誤をおこなうようになりました。私は、自らホタル飼育のための設備を一から作成し、ホタルの成長に適した土壌も実験を重ねて開発しました。また、ホタルがサナギになるため上陸する際には、土壌が湿っている必要があるため、上陸する時期になると、夜間も施設に残り、定期的に土壌にホースで水をまくなど、一日中懸命にホタル飼育に取り組む生活を送るようになりました。

私のこうした努力もあり、平成3年の初夏には、800匹のホタルが羽化をしました。そして、同年にも板橋区により第2回「ホタルふれあいの夕べ」が実施され、再び多数の区民が来園して好評を得ました。この成功によって、温室植物園のホタルがさらに話題となり、私もより一層ホタルの飼育業務に心血を注ぎ、努力するようになりました。

## 5 「温室植物園」の廃止

このように、板橋区の命で始められたホタル飼育でしたが、板橋区は、平成4年1月、突然温室植物園を開鎖すると発表しました。これは、温室植物園を廃止し、マレーシアの熱帯を再現した熱帯環境植物館を新設することになったためでした。

この決定に対し、区民からはホタルを守るために、多くの反対意見が寄せられました。私も、ホタルにあまりにも申し訳ないという気持ちから、当時の板橋区石塚輝雄区長に温室植物園を存続してもらえるよう直談判をしました。石塚区長は私の訴えに耳を傾け、他にホタルを飼育できる施設を見つければ、そこをホタル飼育施設として認める旨約束をしてくれました。

私は、代替施設探しに奔走し、平成4年5月、使用されていない区の建物を

見つけ、石塚区長より同建物をホタル飼育施設として使用する許可を得ました。

私は、急きよ、温室植物園から代替施設へホタルの引っ越し作業に着手しました。しかし、引っ越しが未了の段階で板橋区が突如解体作業を開始したため、温室植物園内に残っていたホタルの幼虫等が多数死亡する事態となってしまいました。私は、ホタルの多数の命を奪ってしまった後悔と懺悔の念から、よりホタル飼育への思いを強くしました。

## 6 「板橋区ホタル飼育施設」でのホタル飼育について

私は代替施設にホタルを移動させたものの、代替施設はぼろぼろの状態でした。そこで、自ら土木作業を行い、少しづつ設備を整えてきました。

同代替施設は、石塚区長（当時）により、「板橋区ホタル飼育施設」と命名されました。

ホタル飼育施設では、ホタルの成育環境になるべく近づけるよう、生態のバランスを保持することが可能な大型水槽である「ホタル生態槽」を作り上げました。

また、私は、ホタル飼育には自然に近い水の流れが必要と考え、板橋区と交渉し、施設内にホタルの水路「せせらぎ」をも完成させました。

ホタルの飼育では、ホタルが住む水環境の管理が必要です。ホタルのエサとなるカワニナを繁殖させるためには、水質を弱アルカリ性に保ったまま、溶存酸素量が常に飽和状態にある必要があります。

また、ホタルの幼虫が上陸をする土壤環境も重要です。私は、ホタル飼育に適した土壌を探し出すため、水槽を50本用意し、ホタルの自然生息場所における土壌調査を参考にして、さまざまな土を調合して、様々な土壌環境を作り出することで、最適な土の研究も行いました。

このように、私は、同施設において、ホタル飼育の研究を続け、平成25年に至るまで、ホタルを累代飼育（世代交代）を実現してきたのです。

板橋区は、私が開発したホタル飼育方法を平成14年に特許申請し、平成19年1月12日、「ホタルの累代飼育システム及び方法」として特許を取得しました（特許第3902476号、甲7）。

#### 7 大学への進学

私の研究は研究者の間でも話題となり、平成14年4月から、私は茨城大学博士課程へ推薦を受けて入学することになりました。私は、それまでの7代にわたる飼育の結果について、「水園環境の回復に向けたホタル生態系の設計と構築（第一報、閉鎖型ミニ生態系による模擬と7世代継承の成果）」という論文を書きました。

そして、私は平成17年に茨木大学の博士学位を取得しました。私は、卒業時には、学長賞と学部長賞をダブル受賞するという極めて珍しい高評価を受けました。その時の論文は「人の感性に共鳴するホタルの光と快適水園環境の創成について」というものです。

また、私は、ホタルに関する研究により、平成16年度日本感性工学会の論文賞を受賞しました。これに対しては、平成16年10月1日、石塚区長から褒状を受けました。

#### 8 ホタル飼育への反響

私は、後述するように、全国各地からホタル再生の手助けをして欲しいと依頼を受けるようになり、板橋区を通じて全国のホタル再生を手がけてきました。

そして、ホタル館で毎年6・7月に行われる夜間公開では、わずか6日間の開催にもかかわらず、毎年1万人以上の来場者を集めました。さらに、同施設はメディアにも多数取り上げられ、板橋区のイメージアップに貢献してきたと

思います。

このように、私は、ホタルの飼育を通じて、板橋区のイメージアップと他の自治体との円満な交流に大きく貢献し、多くの来場者的心を慈やすなど板橋区に対する区民の評価ひいては社会的評価のアップに貢献してきました（甲8、9参照）。

平成15年6月20日には、日本テレビの「ズームイン!! Super」という情報番組が、「ホタルに魅せられて」というタイトルで、ホタル館について特集しました。その際、石塚区長は、番組内で、「このホタルについてはね、もうどうしようもないね 阿部さんがいないと。今この施設があるおかげでね、板橋区の名前が相当響いているわけですよ。」と発言してくれることもありました。石塚区長は環境を大事にする行政を目指しており、ホタルは石塚区長の中では大きな位置づけを占めてもらっていたと思っています。

さらに、私は、仕事をしながらもホタルの研究をつづけ、数々の論文を書いてきました。

たとえば、

- ・ 「水園環境の自然回帰へ向けたホタル生態系の設計と構築～第一報、閉鎖型ミニ生態系による模擬と7世代継承の成果～」 日本生物地理学会会報 第59巻 2004年12月20日 P83-91（甲10の1）
- ・ 「水園環境の自然回帰へ向けたホタル生態系の設計と構築～第二報、ホタル飼育空間せせらぎの構築」 日本生物地理学会会報 第61巻 2006年12月30日 P91-98
- ・ 「多機能バイオ附土を用いたホタル飼育と環境の改善」 第10回エコテクノロジーに関するアジア国際シンポジウム
- ・ 「環境保全へ向けたせせらぎ空間へのホタル生態系接続と14世代継承の成果」 全国魚道実践研究会議 2003in岐阜 論文集(2003-10)
- ・ 「ホタルの光と人の感性について－生物情報に基づいた光音相互変換シス

テムの開発と福祉応用－ 2005年11月 日本感性工学会 第6巻1号(通算18号) P61-71

- ・ 「ゲンジボタルの発光パターンに及ぼす温度環境の影響～地理的偏差による2型分布に対する考察として～」 日本生物地理学会会報第59巻 2004年12月20日 P-75-81
- ・ 「ホタルの光と人の感性について「感性情報計測と福祉応用」」 感性工学研究論文集 Vol.3 No.2 pp.41-50(2003)
- ・ 「ホタルの光と人の感性について「発光現象のゆらぎ特性」」 感性工学研究論文集 Vol.1 No.1 pp.35-44(2003)
- ・ 「廻し空間創造へ向けたホタルの感性情報計測と福祉応用」(招待講演) 廻しの環境研究会、廻しの環境、Vol.7, No.3, p.30 (2002-8)

などです。

#### 9 ナノ銀の使用

うまく行っていたホタル飼育ですが、平成16年8月にホタルの卵にカビが生えてしまうという事態が起こりました。私は、このカビ対策に頭を悩ませました。そうしたところ、とある人から、ナノ銀の使用を奨められました。そして、実際にナノ銀を使用してみたところ、カビを除去する上で大きな効力を発揮したため、その後も除菌等のためにナノ銀を上記の「ホタルの累代飼育システム及び方法」に取り込むようになりました。ナノ銀の使用によって私は累代飼育がより確実なものとなったと思います。

このように、ホタル飼育にナノ銀を使用している中で、平成23年8月の東日本大震災が起きました。母親が福島県大熊町の出身でもある私にとって、放射性物質による汚染の問題は他人ごとではありませんでした。

そんな中で、ナノ銀担持物質（例えば御影石）をとおして藻が除去できるのであれば、放射性物質にも効力があるのではないかという助言がありました。

そこで、私は、ホタル館周辺の高濃度の汚染土や汚染水を使った除染実験に着手してみました。そうしたところ、ナノ銀を使うと放射性物質のレベルが下がることが確認されました。私はこの結果が本当ならば、進行する放射性物質による汚染とその被害を少しでも回避することができるのではないかと考えて真剣にこの効能についての検討を重ねていきました。いまもこの実証実験は専門家の協力を得て続いているところです。

#### 第2 ホタル再生事業と小山町

##### 1 ホタルの累代飼育と特許を取るに至った経緯

私は、先に述べた通り、平成元年7月1日、被告公園緑地課長から温室植物園でのホタルを飼育するように命じられ、ホタル飼育に携わるようになりました。平成2年の初夏にはホタルが次々と羽化し、同年7月3日から9日までの夜間公開を行い、約3000人の見物客が訪れました。温室植物園が廃止され、平成4年6月には「板橋区ホタル飼育施設」に移動しましたが、そこでホタルを飼育することに精力的に取り組んできました。ホタルの累代飼育はもって5年と言われていましたが、私は、どのようにしたら、ホタルが世代交代を継続してできるのかを毎日の業務の中で考え、試行錯誤を重ねながら、ホタルの住みやすい環境の整備に努めてきました。そして、毎年行う夜間公開には、多くの人々が見物に訪れ、ホタル館のホタル飼育に関する実績や評判が人々に知られ、民間団体、企業、他の自治体等様々なところからホタル飼育に聞いて、相談や依頼を受けるようになりました。

平成18年頃には、ホタル再生支援事業について、せっかくここまでやってきたのだからノウハウを確立させて、他者からマネされないようなシステムを作ってはどうか、という話や、希望者からお金をとってはどうかという話がでました。そして、お金をとるなら、特許権をとり、ホタル再生を希望する他の自治体等が特許料をいただく、という形はどうだろうか、という話がでました。

そして、おそらく平成 13 年の秋だったと思いますが、当時のエコポリスセンター所長の田村さん、朝日係長、私で、池袋の特許事務所に伺ったと思います。私は、特許権出願の申請書を作成し、平成 14 年 1 月に出願に至りました。その当時、特許権実施料をいくらにするかという話や以前からお付き合いのあるところからはどうするかについて話がでましたが、なかなか決まりませんでした。その後、田村所長から山崎所長に交代となり、山崎所長により、せせらぎの金額が 120 万円、ホタル水槽の金額が 20 万円と決定されました。私は、金額の決定には関与していませんでした。

そして、この特許権に関して、エコポリスセンターに呼ばれたときに、以前からお付き合いのあるところについてどうするかという話題も出ました。山崎所長は、それは出願前日からお付き合いのあるところは継続事業ということでお預りにしよう、お金をとったら以前からお付き合いのあるところには怒られてしまうと言われました。この話は、エコポリスセンターの会議室で話していましたが、そこには、山崎所長、朝日係長、法規係、予算係の方もいらしたと記憶しています。そうして、平成 14 年 1 月以前にお付き合いのあるところからは、特許権実施料をいたかないことになりました。ですから、被告が、特許権を申請した以降も、無償で支援を行う場合があることはもちろん丁寧していましたし、それは当然のこととして進められてきました。このことは、後に送ってきたホタル飼育内規でも確認できました。なお、ホタル飼育内規は、平成 14 年 7 月 1 日付とされていますが、私は、平成 16 年 5 月 28 日に小口さんから FAX で送られてきたときにこの内規の存在を知りました。それ以前に、この内規について通知等をされた記憶はありません。

ホタル飼育内規の日付と同じ平成 14 年 7 月 1 日付で「ホタル飼育事業への職員派遣要領」(乙 9 号証)が被告には存在すると言われています。しかし、私はホタル館で業務にあたっていた頃、この派遣要領を目にしたことはありませんでした。このような規定が策定されたという通知を受け、指導されたことも

ありません。ホタル内規が派遣要領となった、ということを聞いたこともありませんでした。私は、この裁判を通して、このような要領の存在を初めて知りました。

## 2 ルシオラの設立の経緯

石塚区長には特許権の出願後、出願した旨の報告をしました。そして、平成 14 年のホタルの夜間公開の打ち上げ時だったように記憶していますが、特許権を出願して特許権実施料をいただくのはいいが、誰が現場で水槽や水路を作ったりするのか、ということが話題になりました。その当時、ホタル再生事業については、みらいという一民間企業が担当していましたが、民間企業よりも、茨城大学のベンチャー企業などが担当したほうがよいのではないか、という話がでました。そのとき、その場には、板橋区の有力者である中村一雄さんという方がおられ、それだったら、新しく会社をつくるときはお金を出すと言ってくださいました。そのような話題があったことは、山崎所長もその場にいたので、知っていると思います。このようにして、ホタル再生事業の実務を担う事業体を作るアイデアが出されました。

私としては、茨城大学の指導教官である恩師に恩返しができればという思いもありました。当時、国立大学は独立行政法人化するなかで、研究費は大幅にカットされることになり、稻垣先生や板橋区がもつバーチャルホタルシステムの特許などを生かし、事業で利益が出て、先生方の研究費に還元されればと思いました。平成 14 年の夜間公開時にそのような話が出た後、具体的にどのように競度設計するかを議論していくって、稻垣先生などにもご相談しました。そうして、平成 15 年 9 月頃に、中村一雄さんが 300 万円を出してくださることになり、同年 12 月に開会社ルシオラが設立されました。設立手続きの事務は、深田さんが担当されたようです。

ホタル再生事業の実務作業を担う会社として、ルシオラを設立することは、

もちろん、山崎所長や主管課の職員は知っていました。ですから、今になって、ルシオラを紹介したことを問題視されることは、全く納得がいきません。こうした経緯があり、はじめからルシオラが担うことを想定して設立されましたし、当時の関係者はみな知っていたはずです。

### 3 ホタル飼育の再生・技術支援について

#### (1) 再生支援依頼があった場合の対応とその流れ

民間団体や自治体等から、ホタル飼育の再生・技術支援の相談や依頼は、エコボリスセンターに電話や FAX 等であり、エコボリスセンターの担当者からホタル館にいる私に連絡がある場合と、ホタル館に直接電話や FAX 等で連絡がある場合とがありました。ホタル館に直接連絡がきた場合でも、私は必ず、上司の担当者に主として電話で相談や依頼があったことを報告していました。

依頼内容にもよりますが、依頼先が、特定の場所でホタルが飛ぶような環境を整備したいという場合には、現地の状況を確認しなければ、技術の支援ができるかどうかわかりません。累代飼育の特許の内容を実施しても、そもそも、環境的にホタルの飼育に適さないという場合もありますので、現地の調査は必要不可欠です。また、ホタルの環境整備には、特許権実施料の支払いのほかに、材料や水路を制作する作業費がかかります。特許権実施料をいただかない場合でも、材料費等は発生しますので、予算が必要になります。このように、ホタルの再生・技術支援には様々な条件がありますので、これらのことと説明するために、はじめにホタル館を訪問していただくところから始まります。

ホタル館に来訪されたとき、他の自治体等からの依頼があった場合には、最初の訪問時に、エコボリスセンターの所長や係長などが同席して迎え入れることがよくありました。

ホタル館で、ホタル飼育・再生支援をどのように行うかについて説明し、特許権実施料がかかることも伝えています。ただし、平成 14 年 1 月 1 日以前に

ご相談を受けたことがあるかどうかは、すぐにわかりますので、その時点で、特許権実施料適用案件でない場合には、その旨をお伝えしています。そして、説明を終た後で、ホタル飼育・再生支援を希望される場合には、被告に正式な依頼文を出していただき、それをへて、まずは現地調査を行うことになります。

#### (2) 現地調査

現地調査に行くための交通費は、原則として、相談者側にご負担いただいています。

私は、ホタルを飛ばしたいと考えられている場所に生息する植物、地場、水の流れ、土壤、水質、人がホタルを鑑賞するのに適しているか、安全であるか、交通の便などを確認します。

その場所の土と水を持ち帰り、成分を分析して、ホタル飼育が可能かどうかを検証し、その結果を相手に伝えます。この現地調査の結果、残念ながらホタルの飼育には適さないために、支援をお断りすることも多いです。調査の結果、ホタルの飼育が可能であると判断した場合には、あらためて、ホタル再生の意向を確認し、どの程度の材料が必要になるのか、材料費がいくらになるのかを検討することになります。

#### (3) 材料費の検討や材料の手配

ホタル飼育に必要な資材については、試行錯誤の末、適する材料を集めました。多機能バイオ用土（水中）と養殖土（上陸地から水辺）は、㈱広瀬とともに開発したホタル飼育に適した特別な戸材です。これらの土については、㈱広瀬が特許権を取得しています。

戸材は、依頼を受けた現地で場所の石で対応し、調達することもできますが、ホタル飼育に適合する必要十分な成分が配合されているかは確認する必要があります。そのため、現地で調達される場合には、配合成分の分析表を送ってもらい、戸材の成分を検証していました。現地で調達不能な戸材については、特許権の内容であるホタル水路の制作に必要な戸材を全て扱っている唯一の

事業体である有限会社ルシオラを紹介しました。なお、私は、ルシオラの役員や顧問になったことは一度もなく、もちろん、報酬や顧問料などをルシオラから金銭をいただいたことは一度もございません。

必要な植材の種類は決まっていますが、場所の特性によって、その配合や分量は変わってきます。そのため、植材の配合と分量は、場所に応じて、いわば、オーダーメイドで作ります。例えば、多機能バイオ用土は水中に入れる植材ですが、水質のペーハーが低いと、カルシウムを多くして、ペーハーが高いと、ピトモスを入れることなどを胸広瀬に指示して、その都度調整して作ってもらっています。そのため、価格も異なるのです。また、胸広瀬が業者に対応したサンプルを作られると、それを事前に送ってもらい、私が考案した状態の土になっているかを確認します。そこで不十分な場合には、それをさらに胸広瀬に伝えて作り直してもらうこともありました。

このようにして、材料費についても、段階に応じて精緻な見積りができるようになっていきます。ホタル再生を希望される方に対する材料の手配やその費用等に関するやり取りは、私ではなく、ルシオラが対応していました。板橋区には、こうしたことを取り扱う部署はありませんので、特許権の実施を認めただけでは、実際に特許権の内容の水路制作を行うことはできません。依頼先さんが材料や制作にかかる作業員を手配する業者が必要となるのです。

#### (4) 実施

こうしたやり取りをへて、費用も確保でき、材料も手配できる場合に、ホタル水路を実際に整備することになります。ホタル水路を一から作る場合、すでにある水路を手直しする場合など様々な態様がありますが、大幅に手を加えることもあるので、私一人ではとても作業が追いつきません。したがって、水路制作にあたっては、規模に応じて、何人かの作業員が必要でした。私が現地に行く交通費は、原則として相手方の負担になります。昼食代や宿泊が必要になる場合には、こうした費用も相手方に出していただいていました。ですが、指

揮監督の報酬や作業費を受け取ったことは一度もありません。私は、あくまで特許権をもつ板橋区の職員として、また、発明者として、特許権の内容に責任を持つべき立場にあったので、一件、一件、ホタル再生が成功するように見させていただきました。

#### (5) その後の対応

ホタル水路を整備した後にも、いろいろなご相談を受けることがあります。また、現地を実際に見に来て点検してほしいと言われることもあります。そのようなときは、水路を整備した責任がありますので、状況に応じて点検に出向くことがあります。この交通費も、原則として相手に負担していただきます。このような依頼も全て、板橋区に報告しておりました。

このようにして、ホタル飼育の技術・再生支援をしたところとは、お付き合いが続くことが多かったです。

#### (6) これまでにホタル飼育技術・再生支援を行った実績と特許権実施料取得状況

平成8年以降、私がホタル飼育・再生支援として関わってきた箇所は約130件にのぼります。このうち、被告が特許権実施料を取得した案件は25件ありました。

たとえば、韓国のLG電子から、韓国でホタルを飛ばしたいというご相談を受けました。その当時、日本の事業所におられた李社長という方が、ホタル館にお見えになりました。私は、李社長がお見えになったことを、夜間公開時の頃に、坂本区長に報告したところ、坂本区長が日本設計事務所株式会社（現株式会社日本設計）建築設計部に所属していた当時、LGグループのゴルフクラブハウスの設計に携わっておられ、そのときのゴルフクラブの支配人が李社長だったと話してくださいました。私は、韓国へ現地調査に出向くために、平成19年1月2日から3日にかけて、出張しました。このときは、例外的に旅費を免扱いとされました。

LG電子のホタル再生支援については、海外で行うことから、特許権実施料を取得できるかどうかが問題になりました。そして、川平係長が法規係などとも相談した上で、被告の特許権は日本国外では適用されないという判断がなされ、結果として、特許権実施料は徴収せずに無償でホタル飼育支援を行うことが決定されました。

現地調査から帰国した後、11月14日には、区長室で、私は坂本区長と森田部長と面談し、ホタル再生支援についても報告しました。ホタル生態環境館の日誌にも、そのことが記載されています（甲63号証-4）。そして、私は、平成21年4月11日から13日にかけて、再び韓国へ行き、ホタル水路を制作しました。LG電子を無償で支援することは、板橋区の決定でしたし、関係者は皆理解したことでした。

また、石川県の村島さんという方についても、無償でホタル再生支援を行いました。この方は、坂本区長の母校の日本大学の後輩ということで、区長から直接、「面倒をみてやってくれ」と依頼されました。村島さんがホタル館にいらしたときは、坂本区長も一緒にいました。私は、平成22年10月18日に、現地で水路の制作を行いました。このことは、業務実績報告書にも記載されています（甲103-6）。新聞記事でも取り上げられましたので、区長をはじめ板橋区の関係者は、もちろん、無償で行ったことを認識していました。韓国でのホタル再生支援の実施については、現地調査を行い帰国した後に、坂本区長にも報告しました。

このほかにも、練馬区立立野小学校、三重県伊勢市五十鈴川、大田区立矢口西小学校、深大寺、山梨県笛吹市など例をあげればきりがありません。

#### （7）ホタル飼育技術・再生支援に関する報告

私は、先ほど述べたように、ホタル飼育の技術・再生支援の連絡を受けると、必ず、当時の上司に電話等で報告していました。特許権実施料を取得できる案件か否かは重要な関心事ですので、その点については、必ず明確に伝えています。

した。そして、現地調査に出向くときは、必ず日程を伝えます。そうすると、主管課の担当者から、ほとんどの場合、週休日又は有給で対応するようにと伝えられ、職務免除又は公務による出張で出向くことはほとんどありませんでした。それは、特許権実施料を取得した案件についても同様です。

#### イ ホタル飼育施設管理日誌

私は、平成10年頃から、ホタル飼育施設管理日誌を作成するようになりました。これは、板橋区の規定で作成を義務付けられた文書ではありません。しかし、被告から、これが書式であるとFAXで連絡を受け、毎日の業務を報告するように求められたので、作成することになりました。私は、毎日、日ごとに業務内容を書き、1ヶ月分を終えると、交換便に預けるなどして、板橋区の主管課に渡していました。主管課は、決裁欄に捺印をして、私に返却することもあれば、そのまま主管課のほうで保管される場合もありました。なお、平成24年3月31日までは、資源環境部エコポリスセンターが主管課でしたが、同年4月1日からは資源環境部環境課が主管課となりました。

私は、ここに記載した内容について、被告から指摘を受けて修正したこともあります。ほんどの場合、指摘や注意を受けたりすることはありませんでした。ましてや、特許権実施料を取得していない案件も含めて現地に出向いていること等をすべて記載していましたが、そのことで、実施料取得の有無を尋ねられたり、板橋区に無断でホタル飼育・再生支援をしているのかなどといった注意を受けたことは一度もありませんでした。

#### ウ 業務実績報告書

私は、平成17年頃から、板橋区が、ホタル飼育施設管理日誌だけでは、十分に業務内容を把握できないので、業務実績報告書を作成するように指示され、書式を渡されました。特に、主管課は、誰が、何人、どのような目的でホタル館を訪れているのかを把握したいということでした。そこで、私は、毎月の再生事業やホタル館での観察対応等について、日時や内容を記載しました。当初

は、植村さんというボランティアの方、その後は該部さんが作成してくれて、私が内容を確認し、その後、メールで主管課に送信されていました。

この業務実績報告書について、私は、主管課で決裁印が押されているのを、今回の裁判を通して初めて知りました。私は業務実績報告書を提出したあとに、主管課から、内容を問い合わせられたり、特許権の実施料の取得の有無を聞かれたり、なぜ現地調査に行くのかなどを確認されることはありませんでした。

#### (7) 出張の形態

私は、ホタル再生事業で現地に行くことになると、日程を調整して主管課の係長に伝えましたが、ほとんどの場合、週休日か有給対応でと言われていました。私は、できれば駐在扱いにしてほしいと言ったこともあります、ほとんどの場合受け入れられませんでした。歴代の係長からは、本当は公務の出張扱いなのだけれど、手続きが大変だから、休務か有給扱いでお願いと言われています。

このような対応は、特許権実施料を取得した案件とそうでない案件とで変わりはありませんでした。有給での対応となるときは、主管課の担当者が、届出書などの文書は作成し管理していたと思います。私は、現地を訪問する日付を連絡するだけで、自分で届出等を書いたことはありませんでした。

たとえば、生態水槽に係る発明実施に関する契約を締結した、静岡県御殿場市所在の株式会社時之栖さんのときは、平成19年2月18日に現地で水槽を設置しましたが、このときは、有給で行ったと思います。ホタル育施設管理日誌に、「御殿場「時之栖」ホタル生態水槽設置時間AM9:00～PM5:00（休暇届済み）」とありますので、有給扱いだったと思います（甲13-4）。

また、生態水槽に係る発明実施に関する契約を締結した、神奈川県足柄市郡箱根町所在の株式会社豊栄荘さんのときは、平成18年7月19日に現地に出向いていますが、このときも有給で行ったと思います。ホタル飼育施設管理日誌に「午前10時～午後4時～休暇届け済・箱根湯本「豊栄荘」ホタル生態水

槽について」とありますので、有給扱いだったと思います（甲110）。

実施料をいただいた案件で現地に出向くときに、板橋区の業務だからということで、特別な手当が出るようなことはありませんでした。私は、有給であろうと、週休であろうと、板橋区の特許権の内容を実施するための作業ですし、主管課に報告し、主管課から、依頼に対応しなくてよいと言われたこともありませんでしたので、業務であるという認識のもとで、行っていました。

#### 4 小山町について

##### (1) 相談を受けてから支援するまで

平成23年9月29日に、静岡県小山町込山町長ともう一名がホタル館に来館しました。もう一名の方は運転手の方だったように思います。このとき、私は、川平係長から夕方頃に電話をもらい、小山町の町長がこれから来館するので急が対応してほしいと言われました。本当は、相手が町長なので板橋区も区長対応になるのですが、急で時間も遅いし、所長と係長も行くから、対応してほしいとのことでした。そして、エコポリスセンターの佐藤所長と川平係長もホタル館に来館して込山町長を出迎えました。ただ、佐藤所長と川平係長は、挨拶をすまるとあとはよろしくということで、退席されました。運転手さんも、挨拶時にはいらっしゃいましたが、その後具体的な話をするとときは、車がどこかに戻られ、その場には同席されませんでした。川平係長は、自宅への帰路にホタル館があるので、立ち寄ったということでした。

込山町長はマニフェストでホタルの里をつくると宣言したこともあり、小山町でホタルを飛ばしたいとのことでした。私は、ホタル飼育に関する特許権のこと、ホタル飼育を支援する場合には通常、特許権実施料をいただくけれども、小山町は特許権を申請する以前に、ご相談を受けたことがあることを思い出し、そうであれば、特許権実施料はいただかないことになっていることをお話ししました。込山町長は、この話を聞いて、喜ばれていたと思います。

この翌日か翌々日頃に、私は川平係長から電話をもらい、「どうだった。取れる？」と聞かれました。特許権実施料は板橋区の裁入になりますので、特許権実施料を取れるかどうかは主管課も気にしていたと思います。私は、特許権を申請する以前からの付き合いがあるため、特許権実施料は取れないと言いました。川平係長は、「残念」と言いました。ですので、私は川平係長に報告していましたし、板橋区が全く知らないということはありません。

その後、10月13日に現場調査に出かけることになり、このときには、ルシオラの深田さんも一緒にいました。ホタル再生には、材料の手配等が必要となるので、すべての材料を手配できるルシオラを小山町にご紹介しました。いくつか候補地があり、小山町の方に案内されて調査しましたが、ホタルの棲息環境の条件、人がホタルを鑑賞するに適しているかなどを確認し、水質の分析も行い、最終的に小山町総合文化会館 多目的グラウンド脇にある水路を整備することになりました。

10月13日は、川平係長から、週休か育児で対応するようにと言われていましたので、有給を取得して現地に向かいました。

その後、12月にホタル館に小山町の関係者が来所され、いつ水路を作るか打ち合わせを行い、翌年の平成24年2月26日、27日に水路制作を行うことになりました。このときも、26日は日曜日で、27日は月曜日ですが、26日は有給扱い、27日は通常日対応となりました。

平成24年2月1日付で作成された業務代理人通知書(甲41)については、私は、事前に、深田さんから小山町の書式でこのような文書の提出を求められているというご相談を受けました。主任技術者という欄がありますが、これは、多目的グラウンド脇ホタル水路整備委託の事業において、水路を制作するにあたって、監督者が誰かという趣旨だと理解しましたので、私の名前をかいて構わないと伝えました。ただ、私はルシオラの所属ではなく、板橋区の職員であることを明確にするように伝えました。これは、あくまでもこの水路整備の監

督者であることを示すものであって、この文書を書いたことにより、私がルシオラの主任技術者の立場になるとの認識は全くありませんでしたし、そのような意味の文書ではないと思います。

ホタル飛翔に関する事項[最低五年間]という文書(甲44)は、小山町から、ホタルが飛ばないと絶対的に困るので、こうした文書を作つてほしいということでした。助成金を受けていることや住民との関係で、ホタルが必ず飛ぶようにしてほしいということでした。

私は、累代飼育には一定の条件が必要ですし、それが定着するようにと思い、万が一、ホタルが飛ばなからホタル館からサポートすると言う趣旨で、この様な文書を作成しました。ですが、小山町では翌年もホタルが飛翔したこと、ホタル館の生態を提供したことではありません。

ルシオラの見積書に記載された、「ご好意により発生いたしません」という記述については、特許権実施料を取得しない案件の場合は、そのことを明示したほうがよいのでは、ということで、ルシオラのほうでそのように作成されたようです。特許権実施料を無償することは、私の一存で決定されたことではなく、板橋区の取り決めとして、平成24年1月以前からお付き合いのあるところからは実施料を取らないということでしたので、微収しなかったのです。

## (2) 板橋区への報告

小山町に対するホタル飼育支援については、平成23年、平成24年の業務実績報告書に記録しました。平成23年9月分の業務実績報告書には、9月29日に静岡県小山町込山町長他1名がホタル生態・飼育目的で行政視察に訪れたこと、同年10月分の業務実績報告書には、10月13日に原告が静岡県小山町ホタル水路について(5箇所)調査を行ったこと、同年12月分の業務実績報告書については、12月26日に静岡県小山町町長・部課長他8名がホタル再生の目的でホタル館に視察に訪れたこと、平成24年2月分の業務実績報告書については、2月2日に静岡県小山町込山町長他7名がホタル再生の目的

でホタル館に視察に訪れたこと、2月13日に原告が小山町のホタル水路の調査を行ったこと、2月26日から27日まで原告が小山町のホタル水路の手直しに行っていること、同年3月分の業務実績報告書について、2月21日に原告が小山町でホタル生態について指導を行っていることが記載されています。

また、ホタル飼育管理日誌にも記載があります。平成23年9月29日の欄には、「静岡県小山町町長他1名 ホタル飼育について」(甲106-1)、平成23年10月13日の欄には「静岡県大山町視地調査午前10時から午後2時」(甲106-2)、ただし、これは小山町の誤認です。平成23年12月26日の欄には「静岡県小山町長部課長他8名 ホタル再生について」(甲106-3)、平成24年2月13日の欄には「静岡県小山町町長他4名ホタルについて」(甲106-4)、平成24年2月26日の欄には「(黒塗り)静岡県小山町 ホタル再生」(甲106-5)、平成24年3月21日の欄には、「静岡県小山町ホタル生態について」(甲106-6)と記載しました。

そして、これらは1ヶ月ごとに主管課に送っており、川平係長ほか所長をはじめ、これらの小山町の対応について、質問などは全くありませんでしたし、注意を受けることもませんでした。

### 第3 能登町のクロマルハナバチの事業に対する協力について

#### 1 ホタル館でクロマルハナバチを飼育するに至った経緯

##### (1) きっかけ

私がクロマルハナバチに関心を持ったのは、平成17年頃のことです。

その少し前頃から、私は、日本の農業現場では、輸入セイヨウオオマルハナバチ(以下、「セイヨウ」といいます。)が広く普及しており、セイヨウは、日本の生態系へ悪影響を及ぼす可能性があること、そのためセイヨウは厳しく管理され、毎年、焼却処分されている、という実態を知りました。

そして、セイヨウに代わって、日本の在来種であるマルハナバチの生態を研究することで、日本の農業や生態系に貢献できないか、と考えるようになったのです。

##### (2) 研究開始当初

まず、私は、自分で長野県の小諸市というところから、クロマルハナバチを生態系に影響を及ぼさない程度ということで、越冬から始めた女王蜂約30匹採取しました。最初に採取したこのハチを繁殖させて、現在まで、その生態を観察してきたわけです。

研究は、高校時代の恩師である干場英弘先生や、当時、明治薬科大学大学院でハチの研究をしていた綾部斗苗さんと共に取組みました。

##### (3) ホタル館での飼育について

ハチの研究にあたり、ホタル館で、ホタル飼育に支障がない範囲でクロマルハナバチを飼育することについては、事前に、板橋区職員である資源環境部エコポリスセンター磯野係長(当時)にその意義を説明し、エコポリスセンターの了解を得ていたことはもちろんです。

実際、ホタル館でハチを飼育していることについては、当初から公にされており、その後、その研究の成果については、公私の団体や個人から注目され、マスコミにも取り上げられてきたことについては、後ほど説明いたします。

#### 2 飼育・研究の内容について

##### (1) ハチの生態調査

ハチの飼育・研究とは、生態調査、つまり、採取した女王蜂を育てて、次世代のハチを生ませるというハチの飼育を通して、ハチの1年間の生活サイクルを確認することです。

飼育専用のケース(縦約30cm×横約30cm×高さ約20cm)に、女王蜂

1匹、働き蜂約30～50匹（1コロニー）を入れて、糖液を与えながら飼育するわけですが、日常的な作業として、糖液の交換や糞尿の掃除が必要となります。ホタル館にいたころは、30コロニーほど飼育しており、ボランティアの方が、糖液の交換や糞尿の掃除を手伝ってくれておりました。

そして、土壌や温度、湿度など、様々な飼育環境を色々試す内に、ホタルの飼育と同様の環境が適していることが分かってきました。

また、後記のとおり、自然界のハチの観察や飼育を通して、ハチのフェロモンの作用により抗菌性の高い土壌が生まれること、その土壌はホタル飼育に利用できるということを発見してからは、土を敷いたケースの中で、様々な条件でハチを飼育し、抗菌性の高い用土を作ることもしておりました。

その他、ホタル館のハチの飼育、研究が、マスコミ等で取り上げられて以降、農業関係者や大学の研究者、農林水産省の方が、度々ホタル館にいらっしゃり、その方々から相談を受けたり、情報交換や情報提供をすることがありました。

ハチに関してこのような来館者があったことについては、業務実績報告書と、業務日誌で主管課に報告しております。

## （2）公務としてのハチの飼育・研究

ハチの研究は、私の個人的な活動では決してありません。実際、ホタル館でのハチに関する取り組みは、広く、板橋区ホタル館の研究成果と認識されていることは疑いようがありません。

研究の成果を評価してもらい、マスコミにもホタル館の研究として報道され、また、多數の大学や公私の団体から板橋区に対し、協力の依頼がありました。

具体的に、説明いたします。

## ア マスコミ報道

これまで、何度も、色々なマスコミから取材がありました。

取材依頼は、まず、板橋区のエコポリスセンターや広報課に連絡があり、その後、エコポリスセンターの指示を受けて、ホタル館にて私が取材を受けるというのが通常の流れです。

そして、取材を受けた後、エコポリスセンターに報告しております。

まれに、直接、ホタル館の私に取材依頼の連絡があることもありますたが、その際は、エコポリスセンターを通すようお話ししておりますので、エコポリスセンターを全く通すことなく、取材を受けると言うことはありません。

取材を受けた後、原稿の確認を求められることは、ほぼありませんので、実際に報道がなされるまで、どのような記事になっているのかは、私にも分かりません。

そのため、記事内容には、一部、誤っていたり、正確さが欠けるところはありますが、いずれも些細な事項に過ぎません。

この点、板橋区は、本件訴訟で取り上げたマスコミ報道について、事実に反する記載が多くみられ、「板橋区を通じた取材依頼であれば、到底承認し得ないものである」と主張しておりますので、板橋区が事実に反すると指摘する記載（板橋区準備書面（4）20頁⑩～⑪）について、一言、述べさせて頂きます。

⑩ 「板橋区ホタル飼育施設では、ホタルを初めとした様々な在来種動植物の生態調査・研究・飼育を行っている」（甲59）との記載について  
この記載は、何ら事実に反するものではありません。

ホタル館で飼育しているホタルを含む多數の動植物を飼育していることは、板橋区も承知しておりますし、私は、定期的に、ホタル館で飼育している動植物の種類や数を報告しております。

そして、飼育を通じて動植物を観察することが、生態調査であり、研究であって、飼育と、生態調査・研究は、そもそも明確に区別できるものではありません。

すなわち、板橋区の認識のもとで、ホタル館にて、ホタルの他に様々な動植物を飼育していたわけで、④の記載は何ら事実に反するものではありません。

⑩ 「板橋区ホタル施設では5年前から、在来種クロマルハナバチ…に着目している…今年4月7日に、『日本在来種クロマルハナバチの休眠処理方法及び繁殖供給飼育法』と称して特許庁に出願し、受理された」(甲59)との記載について

この記載については、『日本在来種クロマルハナバチの休眠処理方法及び繁殖供給飼育法』の出願人は、私を含む3名ですから、正確性を欠くことは確かです。

しかし、その他の報道や、能登町を含む板橋区に技術指導を依頼する大学や公私の機関が揃って、ハチの飼育・研究は、「板橋区」又は「板橋区ホタル館」の実績と捉えて、記事や公文書で指摘していることから明らかなどおり、対外的には、ハチの研究成果は板橋区の研究成果として認識されていたわけで、もちろん、板橋区はこれを認識し、容認していました。

このような状況からすると、このような誤りは、板橋区にとっては極々些細なものに過ぎないでしょう。

⑪ 「現在当施設では、地域差を考え、在来種のクロマルハナバチ、コマルハナバチ、エゾオオマルハナバチの個体群を所有している」(甲59)との記載について

この記載も事実に反しません。

繰り返し述べるとおり、私は、ホタル館でホタルの他に多数の動植物

を飼育しており、その飼育動植物については、定期的に板橋区に報告し、板橋区もこれを認識しております。

そして、報道がなされた当時は、記載のとおりの複数の在来種マルハナバチを飼育しておりました。

⑫ 「11月から種苗会社の全面協力で、在来種クロマルとセイヨウの受粉状況を埼玉県三芳にあるトマトハウスで条件同じにし、比較する実験を予定している」(甲59)との記載について

この記載も事実に反しません。

ここにいう「種苗会社」とは武藏野種苗園のことですが、私は、板橋区に報告の上で、三芳にある武藏野種苗園の農場で上記実験を行っております。

そして、ハチの飼育・研究に関するホタル館における私の取り組みが、板橋区の業務として板橋区内外で認識されていたことからすると、このような報道は、事実に反するものではありません。

⑬ 「当施設では、光や水などの刺激による錯覚で、生殖ホルモンを分泌させ、わずか三一七日で目覚めさせる方法を発明しました。…共同研究している武藏野種苗園」(甲60)との記載について

この記載も事実に反しません。

私は、当時、武藏野種苗園の研究員である綾部さんと、共同でハチの研究をしておりました。

そして、ハチの飼育・研究に関するホタル館における私の取り組みが、板橋区の業務として板橋区内外で認識されていたことからすると、このような報道は、事実に反するものではありません。

⑭ 「武藏野種苗園から出向し、板橋区ホタル飼育施設でマルハナバチ類を研究する綾部斗清研究員」(甲61)との記載について

この記載については、綾部さんが板橋区ホタル飼育施設へ「出向」と

されている点は、確かに、正確ではないかもしれません。

しかし、綾部さんが当時、板橋区ホタル館に出向いて、ホタル館でハチの飼育に携わっていたことは事実で、これを板橋区も認識し、容認しておりました。

このような状況からすると、このような誤りは、板橋区にとっては極々些細なものに過ぎないでしょう。

#### ◎ 「綾部さんの上司で同施設長の河部宣男さん（53）は」（甲62）との記載について

この記載については、私が綾部さんの「上司」としており、正確性が欠けることは確かです。

しかし、綾部さんは、当時、ホタル館において、原告の指示のもと、ホタル館でハチの飼育に携わっていたことは事実で、板橋区もこれを認識し、容認しておりました。

このような状況からすると、このような誤りは、板橋区にとっては極々些細なものに過ぎないでしょう。

以上のとおり、板橋区が、事実に反し「到底承認し得ない」などと指摘する点は、いずれも、基本的に事実に反しないものであります。

少なくとも、「板橋区を通じた取材依頼であれば、到底承認し得ない」というような、大げさなものではありません。

#### イ 大学等からの協力依頼に対する対応

大変有り難いことに、多くの研究者等から、ホタル館におけるハチの飼育・研究の成果を評価して頂き、多数の大学や私企業から、ハチの飼育に関する助言を求められたり、共同研究の依頼がありました。

そして、すでに、本件訴訟でも証拠で提出しているとおり（甲100）。

協力依頼は、板橋区区長宛になされております。

板橋区区長宛にあった依頼については、エコポリスセンターから私に対し、依頼に応じて協力するよう指示があります。

その指示を受けた後、私は、研究の成果をもとに、板橋区職員として、技術指導や助言等の協力をするわけですが、具体的にどのような指導や助言をするかについては私に一任されておりました。

私は、当然、板橋区の業務として責任を持って、可能な限り協力依頼に応えてきましたが、その内容については、通常の管理日誌や業務実績報告書によるもの以上の詳しい報告を求められたことはなく、対応は専ら私に任せられていたのが実態です。

能登町のハチの事業に関する技術協力についても、これと同様な構造です。能登町から板橋区区長宛に協力依頼があり、板橋区はこれに協力すると対応して、実際の協力業務は、専ら私が担当することとなりました。

当然ながら、私は、能登町の依頼を受けて協力を約束している板橋区の職員として、責任を持って対応しておりましたし、能登町の方々も、私の技術指導は板橋区の支援であると認識しております。

#### ウ 農水省からの協力依頼に対する対応

その他、取り上げたいのは、農水省からの協力依頼です。

農水省も、ホタル館におけるハチの飼育・研究に着目しており、これまで、度々、ホタル館に来て頂いておりましたが、平成23年は、農水省主催の子ども向けの夏休み企画で、ホタルとクロマルハナバチを組み合わせた展示をしたいとして、ホタル館に協力依頼がありました。

この展示会では、実際に、「板橋区ホタル生態環境館」として展示を行ない、ホタルの他に、クロマルハナバチについても展示を行なっております。

さらに、この展示の際に、「板橋区ホタル生態環境館」名で、パンフレッ

ト(印110)を作成しており、そこには、「板橋区ホタル生態環境館では、在来種の繁殖に成功しました」と大きく記載されております。

他にも、「私たちとマルハナバチとの関係は農業での受粉です」、「マルハナバチのおかげで、農家のひとたちはとても助かっています」、「私たちは、マルハナバチのおかげでとても美味しい野菜やフルーツが食べられます!」と記載がありますが、これこそ、私が、研究開始当初から言っております。日本の農業や環境のための公益的な意義に他なりません。

このパンフレットの文章は、私を含めて、ホタル館スタッフ皆で作成したものですが、「板橋区ホタル生態環境館」名で作成するものである以上、当然、事前に板橋区主管課に内容を見せております。

確か、エコポリスセンターの佐藤所長(当時)と、川平係長には見てもらっていたと思います。川平係長は、「良いね」と、パンフレットの出来映えを評価しております。

また、農水省のフェアには、板橋区職員が多数、家族連れでいらっしゃいました。上々の評判だったと記憶しております。そして、いらっしゃった方には、このパンフレットを配布しております。

そして、フェアが終わった後、余ったパンフレットは、ホタル館にいらっしゃった方に配布しております。

なお、今まで一切、その内容について問題にされたことはありません。

### 3 クロマルハナバチ飼育とホタル飼育の関連性(用土の取得)

#### (1) フェロモンの抗菌作用の発見

私は、クロマルハナバチの生態調査を始めた頃、自然界のクロマルハナバチの女王蜂は河川敷の斜面の土の中で巣を作り越冬していることを確認しました。

そして、その女王蜂が越冬する土を観察し、一つの発見をしました。

女王蜂が越冬するにあたり大敵となるのは、カビやダニ、ウイルス等ですが、調査した結果、女王蜂はそれぞれちょうど1m間隔で地中に巣を作っており、周囲半径約40cmに、その大敵を寄せ付けない抗菌作用の非常に強いバクテリアが多く繁殖していることが分かったのです。

その発見から、私は、女王蜂が越冬のための巣を作る際、女王蜂の出すフェロモンの作用で、その周囲の土壤にそのようなバクテリアが繁殖し、抗菌性の強い土壤が作られているのではないか、との考えに至りました。

このフェロモンによる抗菌作用は、ホタル飼育を通じた様々な実践を通して、効果が確認されております。

なお、私は、ハチの分泌液を広く「フェロモン」と呼んでおり、性的に発情を誘発する「性フェロモン」とは別のものです。

#### (2) ホタル飼育への応用

カビやダニ、ウイルス等を大敵とするのは、女王蜂だけに限りません。ホタルの幼虫が生息する水中や、幼虫がさなぎとなる地中においても、カビやダニ、ウイルス等は大敵です。実際、平成16年にホタル館で、カビの発生によりホタルの幼虫が大量死したこともありました。

そこで、私は、ハチのフェロモンの作用を利用することで、カビ等の発生しない、ホタルの生育に適した環境を作ることができるので、と考えました。

ハチのフェロモンの作用を確かめる実験の一つを説明します。

ホタル館でホタル飼育のために利用していた「多機能バイオ用土」及び「繁殖土」を敷いた木箱に入れて2か月ほど掛けて卵を産ませ、その木箱の土を、ホタル館の水辺の土に一部利用し、その土に目印を置いて観察したところ、水中から上がってきたホタルの幼虫が、そのまま目印に向かって進み、目印のところで地中に潜っていく様子が確認出来ました。その土を利用する前ま

では、水中から上がってきたホタルの幼虫は、潜る場所を保してあらこち徘徊し、中には、地中に潜るまでに乾燥して死んでしまうものもおりましたが、利用後の幼虫の動きは明らかに違いました。さらに、その土を利用した後は、ホタルの羽化率が3割程度上がったのです。

このように、その土を利用することで、ホタルの生育に適した環境作りができることが、地道な実験から分かってきました。

#### (3) 用土の取得による経費削減への貢献

ハチのフェロモンが付着した用土が、ホタルの生育に適した環境作りに効果的と判明してから、ホタルの幼虫が水中から上陸し地中に潜る際の、上陸用の用土や、ろ過材に利用するようになりました。

そして、能登町によるハチの飼育販売事業が始まり、武蔵野種苗園（平成23年度からはイノリー企画）が女王蜂を供給するようになってからは、武蔵野種苗園やイノリー企画から、ハチの飼育を通して発生する大量の土を無償でもらい受けることができ、これを利用してことで、多額の経費を浮かせることができました。

具体的には、それまで、ホタル館で使用するために購入していたろ過材、すなわち、「水質調整剤」や「水質調整ろ材（エーハイサブストラット）」を購入する必要がなくなり、多額の経費を浮かせることができます。

その金額は、平成22年度から平成24年度の期間だけで、800万円程度になります。

#### (4) 用土購入費に変化がないことについて

なお、板橋区は、用土をもらい受けたことによる経費削減の実績について、平成22年度から、平成24年度までの用土購入費には変化がないなどと、全く的外れなことを述べているようなので、念のため、事実を整理いたしま

す。

先ほど説明したとおり、私が、用土をもらい受け、購入が不要となり経費が削減できたのは、ろ過材購入費、すなわち、「水質調整剤」や「水質調整ろ材（エーハイサブストラット）」の購入費です。

何度も説明しているとおり、もらい受けた用土は、ろ過材の用途の他、上陸用の用土としても利用しており、これに使う用土は、購入が不要となったことは確かですが、上陸用として使用する用土はごくわずかで、板橋区が購入しホタル館で使用していた用土は、その他にも様々な用途で利用していましたから、板橋区が指摘しているとおり、平成22年度から、平成24年度までの用土購入費について、変化がないのは頷けます。

しかし、「水質調整剤」や「水質調整ろ材（エーハイサブストラット）」については、ほとんど購入が不要となったのであり、この裁判で提出している甲第55号証「板橋区事業評価表（平成24年度）」の「減の主な要因…用土、ろ材他消耗品等△4,539千円。平成24年度についてはろ材購入の必要が計画上少なくなったため。」と記載は、ろ過材の購入費が減となっていることを示す証拠です。

板橋区も、ろ過材の購入費が減額となったことは、甲第55号証の他、自分で持っている記録上明らかのことであり、その理由も当然に分かっているはずで、裁判で、用土をもらい受けたことを否定しているのは、なぜなのか、全く不思議でなりません。

もちろん、その理由とは、能登町のハチ事業に、板橋区ホタル館が協力していることから、その事業のために女王蜂を供給している武蔵野種苗園やイノリー企画から、不要な用土をもらい受けていたためです。

#### 4 能登町との関係

##### (1) 能登町の訪問

能登町から、私に連絡があったのは、平成18年の末頃だったと思います。

私は、その頃、共同研究者の干場先生や綾部さんと、クロマルハナバチの繁殖のための技術を何とか形にして、「日本在来マルハナバチ類の繁殖供給飼育方法」との名称で特許申請にこぎ着けており、それまでの研究成果は色々なメディアで報道されていたため、能登町以外にも、日本各地の自治体から、マルハナバチの飼育に取組む方法等について、相談や問い合わせを受けておりました。

能登町の方々は、早速同年12月頃に、歓びで直接にホタル館にいらっしゃいましたので、私は、現在、日本の農業現場では外來種である「セイヨウオオマルハナバチ」が使用されており、その外來種が日本の生態系に悪影響を及ぼすために、その年に特定外来生物に指定され、将来、輸入が禁止される可能性があること、そこで日本の在来種であるクロマルハナバチを育てることで日本の農業や生態系を救うことができること、ただ、クロマルハナバチの繁殖技術は私たちが開発したばかりで、飼育販売の事業化は、まだ日本ではどこもやっていない、ということを話しました。

能登町の方々には、大変興味を持って頂き、早速、翌年度の事業化に向けて検討してみるとのことでした。

ただ、能登町は、当時、全くハチの飼育は初めてのようでしたので、その専門的な技術の習得が必要であることを伝え、その技術の習得のため、綾部さんが在籍している武蔵野種苗園を紹介しました。

なお、武蔵野種苗園は、従前からの板橋区の指定業者として、ホタル館や様々な施設（幼稚園や学校等）で使用する用土や園芸植物等を納品していた会社でした。

この能登町の訪問については、当時の主管課であるエコボリスセンターに報告しております。

## (2) 事業に着手し、事業スキームを構築

能登町は、平成19年度から事業化に向けて取組むことになりました。

まずは、平成19年4月から武蔵野種苗園に研修生を派遣することとなり、事前に3月頃、研修生となる2人がホタル館に、視察をかねて挨拶にいらっしゃいました。武蔵野種苗園での研修する他、ホタル館でもアドバイスを受けたいとのことでした。

ハチの飼育にあたって、ハチの研究を始めた目的である日本の農業や生態系保護に貢献するために、開発した技術を活かすことができる、という想いもありましたので、喜んで協力したいと思っておりました。

そして、平成19年度は、能登町から来た研修生2名は、武蔵野種苗園で研修するほか、ホタル館にも何度もいらっしゃり、必要なことは色々とアドバイスいたしました。

もちろん、私は、能登町の職員の訪問について、ハチに関する他の来館者（大学、農林水産省、農業関係者）と同様に、主管課に報告しております。

また、能登町は平成19年にハチの事業について取り組みを始めた当初から、具体的な飼育販売事業の事業スキームを検討し始めました。

この内、クロマルハナバチの繁殖技術の核となる女王蜂の冬眠技術は、私と干場先生、綾部さんで開発した専門性の高い技術ですから、綾部さんを導く武蔵野種苗園が、この技術を使用して女王蜂の供給を行なうこととなりました。そして、能登町がこの女王蜂から働き蜂を繁殖させて製品化し、武蔵野種苗園を通して紹介された小泉製麻を通して販売するというスキームを構築していくことになりました。

なお、このスキームの構築するに当たり、能登町、武蔵野種苗園及び小泉製麻の3者間での協議を、ホタル館で何度も行ないました。

なぜなら、ハチという生き物を扱う以上、その生態についての知識が不可欠であり、飼育や輸送について、専門的な知識を前提としなければ、スキ

ムの構築ができないからです。そのため、ホタル館で協議を行なう際は、主に、ハチの生態に関する話がメインとなりました。

もちろん、この協議を行なっていたことについても、主管課には報告しております。

### (3) 能登町と板橋区の協力関係の深化

平成20年5月には、能登町の町長から、書面で板橋区区長宛に協力依頼がありました。

ちょうど、平成19年に武蔵野種苗園とホタル館で研修した政田さんが能登町で地元のハチを採取して武蔵野種苗園に送り、武蔵野種苗園では、そのハチから女王蜂の飼育を始めていた頃です。

その頃から、能登町は、地元でのハチの飼育環境をどうするか、武蔵野種苗園で育てたハチをどう輸送してもらうか、という具体的な飼育生産方法についての課題や、能登町での飼育が始まってからは、送ってもらった女王蜂が死んでしまっていたり、上手く育たないがその理由が分からぬという専門的な問題に直面することとなり、その都度、私に相談があり、当時、能登町への対応は、私に任されておりましたので、責任を持って協力いたしました。

このように、能登町とは、ハチの事業を通じて交流を深めておりましたので、その年の7月のホタルの夜間鑑賞会では、能登町の町長や、ふれあい公社の中山さんらを招待することとなりました。

鑑賞会後に毎回開いている反省会では、能登町長と板橋区長が並んで座り、ハチの協力について話をし、固く握手をしていたことを覚えてています。

そして、翌月の8月には、能登町から新たな研修生2人が来て、ホタル館で研修を積みました。

その後も引き続き、能登町の中山さんや政田さんから電話を受けて、飼育

方法や輸送方法、死亡個体を見てその原因について見解を伝えて欲しい等、様々な依頼を受け、できる限りの協力を行なってきました。

平成21年2月には、能登町長から板橋区区長宛の依頼があり、3月に、能登町へ出張して、ハチの飼育に関する研修会を行いました（甲19）。

私は、能登町からの依頼に応える板橋区の職員として協力しているという認識でしたので、当然、これらの協力行為は、何ら隠し立てすることなく堂々とやっておりましたし、マスコミ取材も何度もありましたので、能登町と板橋区との協力関係は公になっておりました。

### (4) エコボリス協定について

また、能登町と板橋区とのエコボリス協定の締結に向けた動きについて、私が認識していることについても説明します。

平成21年には、それまでのハチを通した交流を通して、能登町と板橋区は一定の関係が構築されておりました。

そこで、能登町の方との話の中で、より関係を強化するための1つの手段として、私は、自治体間で協定を結ぶことを提案いたしました。

しかし、あくまで最初の提案をただだけで、実際に協定の案を作ったのは、能登町の役場の方です。

能登町と板橋区との協議についても、その経過については、報告を受けておりましたが、タッチはしておりません。

能登町としては、ハチの事業についてだけでなく、広く環境問題に関する取り組みを共同して行なっていきたいと提案したようですが、結局、実現はしませんでした。

ただ、協定が実現しなかった後も、引き続き、ハチについては従前どおりの協力関係が続いており、私は、継続的に技術指導をしておりました。

そして、平成22年には、能登町に立派な飼育施設が完成し、そのお披露

目も兼ねて、能登町板橋区区長に対して、私に、クロマルハナバチの飼育に関する技術指導のため講演に来てくれないと依頼がありましたので（甲24）、主管課の指示の下、能登町に講演に行ってきました。

施設は、国土交通省の補助を受けて、何億円も掛けた立派なものとのことでした。

さらに、再度、能登町から板橋区区長宛に依頼があり（甲25）、同年6月には新たに2名の能登町ふれあい公社の職員が研修生としてホタル館にやってきて、ハチの飼育について指導いたしました。

## 5 武蔵野種苗園の撤退、イノリー企画による引き継ぎ

### （1）イノリー企画活動内容—クロマルハナバチの事業引き継ぎ前

イノリー企画の立上げ経緯や目的については、駒野さんの説明にあるとおりで、Tシャツをホタルの鑑賞会で販売するためですから、全く、ハチの事業とは関係がありませんでした。

そして、その鑑賞会が終わってからは、イノリー企画は何の活動実態もありませんでした。

そもそも駒野さんは、ホタルの飼育に興味を持って、ホタル館にボランティアとして来ていた方です。ホタル館では、来館者の案内や、掃除など雑用をしてもらっていました。ハチの飼育に関係することと言えば、小箱の掃除や、蜂の食料である糖液の製造ぐらいです。

ただ、ハチの飼育現場にいたことで、ハチについては、一般の方に比べれば、知識はあったと思います。そういうことから、平成22年頃から、武蔵野種苗園のハチの飼育現場から、人手が欲しいと請われて、パートで働くようになりました。

もっとも、1週間に2回か3回程度で、その他は、ほとんどホタル館で、從来どおりボランティアをしてくれていました。

### （2）武蔵野種苗園の撤退

平成22年末頃から、武蔵野種苗園は、経営上の問題からか、ハチの事業からの撤退を検討するようになりました。

この事態に、能登町は、大変大慌てとなりました。

冬眠処理した女王蜂の供給ができるのは、私や綾部さんが開発した技術をもってこそであり、当時、綾部さんがいる武蔵野種苗園が唯一、能登町に供給ができる主体でした。

能登町は、これまで、多大な時間と費用を掛けて、ハチ飼育のための人材を育成し、施設も作り、いよいよ翌平成23年度から、本格的な事業開始を控えていたところでしたが、仮に、武蔵野種苗園が撤退することとなれば、その苦労が水の泡になってしまいます。

板橋区としても、これまで、能登町の努力を知っておりましたし、惜しみない協力をしてきましたから、事業が頓挫してしまうのを助けないわけにはいきません。

私は、主管課の川平係長に相談して、区の事業として、ハチの供給事業を行えないか話をしてみました。最初は、前向きな話も出て、実際に、平成22年11月の板橋区議会の決算調査特別委員会で話題にもなったようです。

この委員会で、区議が「マルハナバチというものを今石川県の能登町というところに卸す御さないというところで話がいっていて、女王蜂1匹実は市場価格だと7000円か8000円で流通」と発言しておりますが（甲116）、この区議の発言は、まさに、当時、エコポリスセンターで、板橋区がハチの供給事業を担うことについて話題になっていたことを示すものです。

また、「7000円か8000円」と、能登町と武蔵野種苗園との契約における女王蜂の代金7350円に近い具体的な金額を挙げておりますが、これは、能登町が武蔵野種苗園から購入していた金額を、当該区議がエコポリス

センターから聞いたものに違ひなく、エコボリスセンターが能登町と武藏野種苗園との契約関係を把握していたことを示すものです。

というのも、能登町が武藏野種苗園からいくらでハチを購入しているかという契約内容に関する件については、エコボリスセンターは当然認識していましたが、外部に出ている話ではなく、エコボリスセンターから聞く以外に、知り得ない事項だからです。もちろん、私が、この発言をした区議に、直接話をしたことではありません。

しかしながら、結局、区ではできない、ということになりました。そこで、長年にわたり、ホタル館でボランティアをしており、武藏野種苗園でパートとしても働いていた駒野さんに、何とか事業を引き継いでいってもらえないか、というアイデアが出たのです。

川平さん他、板橋区職員らも、それがよいと言って賛成してくれました。

駒野さんも、能登町の事情もよく理解しており、また、当時、ホタル館が武藏野種苗園からもらっていたハチのフェロモン付きの用土が、ホタル飼育に欠かせないものになっていたこともよく知っていましたので、能登町、そして板橋区のために、引き受けってくれることになりました。

ただ、その条件は、大変厳しいものでした。

というのは、武藏野種苗園との契約では、女王蜂1匹7350円だったのが、それでは中々採算がとれないということで、1匹4500円と、なんと4割近くもディスカウントとなつたのです。

この事情1つをとってみても、イノリー企画駒野さんは、営利を目的に事業を引き継いだのではなく、能登町を救うために後任を受けたことが分かると思います。1匹4500円の売上げでは、人件費その他の実費で、全てなくなってしまい、儲けは全くないはずです。

他方、板橋区側からは、ロイヤリティーないし施設使用料名目で、1匹当たり別途500円を請求できないか、という話が出来ました。

というのも、能登町の事業を継続するために、板橋区職員である私が引き続き技術指導を行なうことが予定されており、また、当初は、イノリー企画においてクロマルハナバチを飼育する場所がなかったことから、ホタル館を利用することが検討されていたからです。板橋区側としては、板橋区の人的・物的資源を利用する以上、何らかの費用を請求するべきではないか、という話になったのです。

これについて、私は川平係長と相談し、板橋区はこれまで、クロマルハナバチの研究のために何ら費用負担をしていないこと、また、仮にイノリー企画が能登町へ供給する女王蜂の飼育のためにホタル館を利用しても、板橋区として何ら費用負担が増えるわけでもなく、むしろ、クロマルハナバチの飼育によりホタルは用土をもらい受けて、ろ過材購入費の削減などの利益を受けていたことなどから、経済的な負担が全くない板橋区が能登町に対して費用請求することはできないのではないか、という話をしました。

最終的には、私は、川平係長から、坂本区長の伝達事項として、500円の請求はしないで能登町に協力してやってくれ、との連絡を受けました。

以上のとおり、板橋区は、能登町と武藏野種苗園との関係や、武藏野種苗園撤退の事情、また、イノリー企画が後任となって業務を引き継ぐに至った経緯を十分に認識しており、これを前提として、能登町に対する費用請求を検討したこと也有ったのです。

武藏野種苗園の撤退は、能登町にとっても、私たちにとっても、大騒ぎの事態で、何度も何度も、川平さんとは話をしており、覚えていないはずがありません。

(3) 平成23年4月1日付「売買契約書及び秘密保持契約書」締結について  
以上の経緯で、イノリー企画は能登町と、平成23年4月1日付で、ハチの供給に関する契約を締結することとなりました。

イノリー企画の構成は、代表を駒野さんが務め、そして、ハチの事業撤退とともに武蔵野種苗園を辞めた綾部さん他3名が、クロマルハナバチの飼育実務を担うこととなりました。

そして、私は、能登町の事業へ協力する板橋区の職員として、従前どおり、技術指導等の協力を継続して行なっておりました。

具体的には、能登町のために、出荷される女王蜂の個体に問題がないかの確認や、能登町が受け取った際に死亡していた個体や、飼育中に死亡していた個体について、その死亡原因を調査し能登町へ回答する等です。

これらは、能登町から依頼を受けて、板橋区職員としてやっていたこれまでの協力行為と何ら変わりがありません。

能登町とイノリー企画の契約書（印30）には、私がこれまでに行なってきたこのような協力行為を明文化しております。

この契約書は能登町が作成したものですが、事前に文書を上司の川平係長に見せて相談しており、内容も私が名前を出すことについても了解していました。

とにかく、その当時は、能登町の事業が頓挫してしまうことを何とか回避するために必死で、川平係長もそのことをよく理解してくれておりました。

#### (4) 平成21年7月1日付「業務提携契約書」作成の経緯について

次に、平成21年7月1日付「業務委託契約書」（印33）について説明します。

大変紛らわしい話ではありますが、私とイノリー企画が、実際に、このような契約を締結したことはありませんし、文書の作成時期も、平成23年4月1日付「売買契約書及び秘密保持契約書」と全く同時期で、平成21年7月1日ではありません。そもそも、平成21年7月1日当時は、イノリー企画は全く活動実態がありません。

なぜ、このような契約書が作成されたかというと、その理由は、イノリー企画というそれまで何の事業実績もない事業体に、武蔵野種苗園の後任をしてもらうにあたり、能登町側から、対外向けに、その適格性に関する信頼付けをする必要があり、そのため、私と関係がある事業体であることを示すため、平成23年4月1日付「売買契約書及び秘密保持契約書」の第1条に「イノリー企画は、板橋区ホタル環境館と業務提携契約を結び」と記載すると同時に、その関係を示す書面を作成して欲しいと言われたためでした。

能登町ふれあい公社の要望により、平成23年4月1日付「売買契約書及び秘密保持契約書」と一緒に、日付を2年ほど遅った平成21年7月1日付「業務提携契約書」を作成することとなったのです。

もちろん、最終的には、このような意味づけの文書ということで、平成23年4月1日付「売買契約書及び秘密保持契約書」とともに、川平係長に文書を見せて、その了解を得て、この文書を作成したのです。

したがって、これによって、それまでの私を含めた板橋区のおかれている立場に変化が生じたこともなく、何らかの契約関係がイノリー企画と発生したわけではなく、この文書に基づいて、私がイノリー企画に何らかの便宜を図ったこともありません。

紛らわしいものであることは確かですが、実際に、このような契約を締結したものではなく、能登町の事業のためにお願いされて、あくまで形だけの文書として作ったのだという事情だということですし、そのことは板橋区が私が勝手にやったかのように言うのは、私に対してはもちろんのこと能登町側にも裏切りとしか映りません。

#### (5) イノリー企画が武蔵野種苗園から引き離いだハチの飼育場所について

なお、誤解がないように言っておきますと、駒野さんは、成婚の物件を借りる前、税務署に提出するイノリー企画の開業届出書の納税地に、長年ボラ

ンティアとして活動してきた場所であるホタル館の住所を記載しておりますが、イノリー企画は、武蔵野種苗園が累代飼育してきた能登町産のハチを引き継ぐにあたって、ハチを、成虫の建物に直接移設して飼育しておりましたので、能登町に送るハチを、ホタル館で飼育したことはありません。

板橋区は、イノリー企画がハチを能登町へ送る際のゆうパックの伝票の「依頼主」の「住所地」にホタル館の住所が記載されていることを問題としておりますが、出荷するハチを能登町に送る際、能登町からの依頼に応じて個体を確認するという作業をホタル館で行なっていたことから、単に、発送する際の場所ということで、ホタル館の「住所地」が記載されたに過ぎません。

先ほど説明したとおり、ホタル館で能登町に送るハチを飼育したことはありません。ホタル館で飼育していたハチは、私が採取した長野県小諸市産のハチで、イノリー企画が能登町に発送していた能登町産のハチとは全く異なるものですので、ホタル館で飼育していたハチを出荷したことにも決してありません。この点の混同が板橋区にもあるようですが、そこはごちゃごちゃ混ぜにしないでいただきたいです。

#### (6) 事情聴取での発言について

能登町の事業に対する協力行為について、これまで説明してきましたが、平成26年2月13日に、私が板橋区の人事課の方から受けた事情聴取での発言について、一部、板橋区が誤解しているところがあるようですので、説明させて頂きます。

私の「業務ではない」、「区の業務ではない。しかし、自分は区長にこれを業務にしてほしいとお願いした。」との発言（乙20の1）は、私が、能登町から協力を依頼された当初から一貫して板橋区にお願いしていたことで、武蔵野種苗園やイノリー企画が担っていたハチの供給業務を、板橋区の業務として出来ないか、という趣旨です。

実際に、供給事業を区で担うことについてエコボリスセンターで話題となり、区議会でも取り上げられていたことは先ほど説明したとおりです。

そして、ハチの見極め作業、生体確認については、板橋区の能登町に対する協力の一貫として、イノリー企画が供給事業を引き継ぐ前から継続的に行っていたことであり、板橋区の業務であることは明らかで、これについて「業務ではない」と言ったつもりはありません。

#### 第4 鶴岡八幡宮で生育されているホタルの仕分け作業について

1 私は、板橋区の丁承のもと、ホタル累代飼育に関する特許に基づいて、ホタル館におけるホタル飼育業務を遂行すると同時に、平成3年から平成24年までの間に130件以上の小山町など全国各地におけるホタル飼育に関わってきました。

そうしたホタル館以外におけるホタル飼育への関与方法としては、生態水槽を提供すること及びホタルの水路「せせらぎ」を作成することが中心的ですが、土の調合などホタル飼育に付随する作業も行ってきました。

2 ホタル館以外におけるホタル飼育として私が関わった中には、鶴岡八幡宮におけるホタル飼育もありました。

鶴岡八幡宮におけるホタル飼育との関わりは、2004（平成16）年1月頃、鶴岡八幡宮教説研究所所長の加藤健司（以下、「加藤氏」といいます）がホタル館を訪れ、私を通して板橋区に対して、鶴岡八幡宮のホタル再生を手伝って欲しいと要請したことから始まりました。

その背景としては、鶴岡八幡宮にはホタルがもともとは生息していた柳原神池という池があったのですが、この池が参道から奥まった場所に位置しており参拝者がホタルを鑑賞するには不向きであったために、鶴岡八幡宮が、参道付近に生態水槽を作成し、その生態水槽で柳原神池に生息するホタルを飼育することにより、参拝者が鶴岡八幡宮のホタルをより身近に鑑賞できるようにしたいと考えたことがありました。

3 私は、加藤氏からの要請を受けて板橋区に相談したところ、板橋区は当該要請に対して応じることとし、板橋区と鶴岡八幡宮との間で2004（平成16）年3月18日に生態水槽契約が締結されました（甲45）。

私は、同契約に基づいて、同年中に鶴岡八幡宮に生態水槽を作成しました。また、その後も2013（平成25）年までの10年間、私は同契約に基づいて鶴岡八幡宮における卯原神泡や生態水槽等におけるホタル飼育を、特許に基づく事業の一環として補助してきました。

4 問題となっている「仕分け作業」について述べます。飼育するホタルに産卵させるためには、成虫の雄雌を仕分けしてカップリングすることが必要です。そこで、雄と雌を分けて、それぞれ1匹ずつのがい又は雄2匹雌1匹のグループにして容器（ポンカップ）に詰めるという作業を行います。これが「仕分け作業」です。

しかし、小さなホタルの雄と雌を見分けるのは専門家でないと困難です。また、ホタルは繊細な生物なので仕分けや孵化などの際に適切な温度を保つなどの特殊な作業環境を必要とします。こうした専門的技術や環境のために、鶴岡八幡宮からホタルの仕分け作業を依頼されました。

実際、鶴岡八幡宮においては、最初の3年間は独自に市販の虫かご等を使ってホタルの雄雌を仕分けし産卵させようとしていたそうですが、市販の虫かごでは温度を適切に調整できず、産卵のための苦も上手く機能することが出来なかったため、上手く産卵させることができなかつたようです。

たしかに仕分け作業は、特許権に基づくホタル飼育支援の中心である生態水槽の維持・提供そのものではありませんが、土の調合などと同様にホタル飼育に付随する業務であるし、私が必要な技術や環境を持っているにもかかわらず飯田にホタルの産卵が上手くいっていない鶴岡八幡宮からの依頼を断ると板橋区の信用を損なうと考え、仕分け作業を引き受けました。

5 具体的には、私は、2013（平成25）年6月7日午前中、鶴岡八幡宮の神

官の方が車で運んできたホタルの雄雌の仕分け作業を実施することとなりました。この神官の方は車のエアコンをガンガンに利かせてホタルを大切に運んでくれました。宅急便などで送ると25度を超えてしまったりして成虫が死んでしまいますので、このようにしてホタル館まで運んでくれたのです。

そのとき、私は別の業務を執り行わなければならなかつたため、同僚の再雇用職員等に指示して手伝ってもらいました。

同僚の再雇用職員らは、同日3時間ほどかけて、同仕分け作業を完了しました。雌1匹と雄2匹の約500組の計1500匹のホタルを容器（ポンカップ）に封入してもらいました。

なお、このとき、環境課管理係の飯田氏と細野氏がちょうどホタル館におり、この様子を一部始終みておりました。私はこのように大切に運ばれてきた様子はなかなか見ることができないので写真に撮っておいてと頼んで飯田さんに写真を撮ってもらいました。また、このときの雄雌の区別の作業がホタル再生事業をする上での仕事の一部であることも彼らには説明をしています。

ところが、彼らの撮った写真が、その後板橋区がホタルを他所から持ち込んだ証拠のように使って飼育実態を否定するために使っているのですが、本当にとんでもないことです。

## 第5 ホタル館の施錠解錠管理について

1 板橋区は、私が区職員以外の第三者に鍵を渡してホタル館の施錠・解錠を依頼していたことを問題視しているようです。

たしかに私は、ホタル館の鍵を第三者である樋口都久二氏（以下「樋口氏」といいます）に預けたことがあります。

しかし、樋口氏は「ホタルを飛ばす会」の会長として、これまで20年以上ボランティアとして毎日のようにホタル館に来館し、水槽周り等の点検・観察の作業をしていた信頼にたる人物です。樋口氏は、ホタル館が現在の所在地へ移転し

た当初から20年以上に渡ってホタル館を手伝ってきた実績を有し、身元も明らかでした。

私は、樋口氏以外の第三者に対してホタル館の鍵を預けた事実はありません。

2 また、私が樋口氏へホタル館の鍵を預けたのは、何らかのやむを得ない事情により鍵を板橋区職員に預けることができない場合のみです。たとえば、私がどうしても所用で朝にホタル館へ行くことができないときや、夜に重要な用事があって早めにホタル館を退出せざるを得ないような場合などです。

ホタル館内の温度・湿度・水温などの計測は夜9時以降も継続的に行っているので、私がどうしても不在とならざるを得ない場合には、樋口氏にその任をお願いしなければならないのです。

懲戒理由で列挙されている日についてのやむをえない事情は次のとおりです。まず、平成25年12月6日には私の友人の通夜があり、その通夜に行くために同日夜の施錠と翌7日の解錠を樋口氏に依頼しました。

平成26年1月17日も、外で重要な用事があったので、ホタル館にいることができない状況であったため、樋口氏に同日の施錠と翌日の解錠をお願いしました。

3 板橋区は、私が樋口氏にホタル館の鍵を預けていたことについて、「上司に無断で」と懲戒処分理由において主張していますが、そのような運用について、少なくとも板橋区資源環境部環境課の職員は認識していました。

たとえば、夜間鑑賞会の夜に私が別のホタル飼育のための場所に赴く必要があるてホタル館を早めに出てしまうときに、板橋区エコポリスセンターの庶務係長の職にあった浅井係長に樋口氏に施錠をしてもらうことを告げたところ、浅井係長は了承していました。

また、板橋区は、私がホタル館の運営について、樋口氏を初めとした多くのボランティアからの協力を得て行っていたことを認識し、黙認していたのですから、施錠・解錠についてのみ私が樋口氏の協力を得ていたことを問題視するのは不合

理です。

4 取締簿の記載上、上記平成25年12月6日及び平成26年1月17日については、私が施錠・解錠をしたことになっており、たしかに実態と異なる記載になっていますが、このように私の名前で施錠・解錠をしたという記載にしたのは、板橋区からの指示があったからです。

板橋区は、樋口氏がホタル館の施錠・解錠を行うことがあることを認識していたものの、板橋区職員以外の第三者の名称を区の書類上に記載するのは好ましくないとして、私に対して私が施錠者・解錠者として名前を記載するよう求めたのです。私は、エコポリスセンターの浅井係長から当該指示を受けました。

私は板橋区から指示された方法にしたがって、取締簿に自身の名前を施錠者・解錠者として記載したのであって虚偽報告などではありません。

さらに板橋区は、私が取締簿を提出していないことも問題視しているようですが、そもそも私は、これまで板橋区環境課から取締簿の提出を要求されたことなど一度も無く、取締簿をきちんと手元で管理していた以上、提出しないことを問題視される謂われはありません。

## 第6 この一年の板橋区資源環境部環境課による異様な経過

本件処分の問題の本質を理解していただくために、特に板橋ホタル生態環境館（以下単に「ホタル館」という）をめぐって2013年春から起きた状況について改めて触れておきたいと思います。

### 1 勉野さん及び棟部さんに対する板橋区役所資源環境部環境課の井上正三課長（以下井上課長）によるパワーハラスマント

ホタル館にはホタル飼育に協力したいという多くの市民がボランティアとして参加していました。勉野らはその中の一員でありました。

板橋区役所の環境課に2013年4月から配属となった井上課長は、ホタル館

に来館するようになり、阿部氏とホタル館で長年ボランティアとして活動を続けてきた駒野らに対して、突然ボランティアも自分の命令に従わなければならぬということを発言し、館内の様々な生態のことについて、状況を踏まえないままに一方的に指令を出し押し付けようとしたしました。その際の発言内容は経過を踏まえない一方的な威圧的なものがありました。

## 2 1の問題に関する通知書と回答

1の事態に対して、駒野氏らは渡邊彰悟弁護士に依頼をして板橋区に2013年6月3日付で通知書を提出し板橋区の回答を求めましたが、その回答は事態をまったく正確に認識していない形式的なものがありました。

## 3 高久氏への事情聴取

その後、2013年8月下旬になって、板橋区役所資源環境部の山崎部長及同環境課の井上課長は、高久氏（ホタル館の環境整備のために板橋区との間で委託業務を遂行していた業者）に対してあたかも取調べのような事情聴取を実施しました。

この動きも駒野氏らへのパワハラとも思える行動の繼續かと思っていました。高久氏への事情聴取の内容は、当初の話では来年度の契約の話があるので来てほしいとのことでしたが、実際に見てみると話の内容は、来年の委託契約に関するものではなく、委託契約の履行内容に関する問題の指摘だったようです。この最初の事情聴取は山崎部長によって行われました。山崎部長は委託契約書の写しを示しながら、①そもそも納品をしているのか、②委託の費用はどのように使われているのか、③人件費はいくらであるのか、人件費と称して他の用途に流れているのではないかというような専門的な話をされたとのことでした。契約書と違うことが行われていて、頭数も違うし、提出している書類が偽造であるなど、契約不履行で損害賠償なのだというような発言までされていましたと聞いていました。さらにこのように事実に基づかない偽説による質問をされたばかりか、警察に行きますか等というあり得ないことが告知されたりもしました。

これらの聽取の内容があまりに一方的であり、かつ事実無根のことであったため、高久氏も非常に困惑しておりました。

高久氏への尋問は、契約の履行の問題だけではなく、私の問題にもなっていましたようでした。

あまりにも一方的な尋問のようなやりかたに不安を感じて、高久さんは弁護士を依頼したいということになり、渡邊彰悟弁護士を紹介しました。ただ、その後弁護士から板橋区に説明を求めたようですが、調査中と称して具体的な回答はなかったようです。

でも、この高久氏への動きも結局私を処分することに向けての動きと今となつては考えざるを得ません。

## 5 2014年1月27日に突然実施された「生態調査」

2014年1月27日早朝、山崎部長及び井上課長らは、突然事前の通告なしに「自然教育研究センター」という業者を同行し、私になんの連絡をすることもなく、「生態調査」を実施しました。

彼らはホタル（ゲンジ及びハイケ）の幼虫が何万匹も生息する「せせらぎ」に土足で侵入し、その土を掘り返しビニールに入れて外の作業机の上でピンセットを使ったり、笊に土を開けるなどしてホタルの幼虫の存在を確認したといいます。

しかし、この「生態調査」は名ばかりで、一かけらの正当性も見出すことができません。

この時期のホタル館に生息するホタルの幼虫は、体長はせいぜい6～8ミリ程度であり、その胴体の太さは1ミリ程度のもので、そもそも調査を実施するべきときではありません。

同日に実施された「調査」では、まず土足で踏み入れている時点で、その足場から流れて行ってしまうものであったし、作業机で笊に土を開けて存在を確認しようとしても、当時の幼虫がその笊の目を通過してしまうような大きさであることも明白で、実施された「調査」がいかに非専門的なものであるかを如実に示し

ています。

実際、調査を担当した人たちは幼虫の存在にまったく気が付いていない状態で、その素人ぶりは私から見ると目を覆いたくなります。

#### 6 駒野氏に対する井上課長の暴行・傷害

1月30日、ホタル館に井上係長及び自然教育研究センターの職員らが9時頃来館し、その後一般民らが来館したもの、井上課長はこれを拒否しました。その応接の態度も居丈高であったため、駒野さんがこれに抗議したところ、井上課長が肩で駒野氏を突き押し、駒野氏は転倒するとともにそのように突然に乱暴をうけたために過呼吸に陥ってしまったことがあります。

結局、駒野さん救急車で板橋中央病院へ搬送され、治療を受け、全治一週間の傷害と診断されました。

#### 7 1月27日に流く警察から関係者への事情聴取

1月27日の事態の後、驚くべきことに警視庁第2課がホタル館の関係者から事情聴取を始めました。

はじめは委託業者であった高久氏（なお、この委託契約は1月30日付で板橋区によって解除されました）で、結局3月20日までに8回の事情聴取を受けています。次に、綾部氏、そして区の再雇用を受けている山下純子氏が事情聴取を受けています。

もちろん、このような警察による事情聴取は、板橋区からの働きかけがなければ始まるはずがありません。なぜ警察が動いたのか、それ自体異常ですし、理解できません。

しかも、高久氏への聽取においては、一切供述調書は作成されずに終了しています。

そして、私に対する聴取もしたいとの連絡が渡辺弁護士のところにもありました。結局、それは断っていますし、それ以上の警察からの追及はないままに懲戒処分に突き進みました。

彼らが考えていたストーリーは、高久さんが受領していた委託契約金が何らかの形で私に流れていると勝手に想像し、横領か何かであげられると思っていたのではないかでしょうか。しかし、もちろんそんな事実はなく、高久さんの契約上の履行も適切なものであり、だからこそ、ホタル館での累代飼育がなされてきたということを否定のしようもないまま、ほかの理由を見つけようとして無理やりこじつけたのが今回の処分理由だと思っています（処分理由書には警察関係について「なし」と明記されています）。

#### 8 事故報告書の存在について

今般、平成25年9月の事故報告書というものの存在が明らかになりました。私は、この事故報告書の存在をまったく知りません。ここには警察に関連する事情が存在しており、刑事案件につながりうる事情が書かれているのでしょうか。そして山崎部長・井上課長は、この事故報告書の内容の方向で私を陥れようとしていたのだと思います。ところが、それが思うようにならなかった。だから、別の理由をつけてきたとしか思えません。

せひとも、この事故報告書は開示してほしいです。

しかも、おかしな話ばかりです。事故報告書はどのような過程を経て結局表に出ない状態になったのか。いつから違うストーリーが生まれたのか。なぜ、私に対してこの事故報告書の内容は一度も確認がなされていないのか。理解不能です。

#### 9 この1年間の経緯のまとめ

以上のとおり、ホタル館をめぐってこの1年間に起きたことは尋常ではありませんでしたが、いずれも資源環境部の部長山崎氏や井上課長の行動は一方的なものでした。

### 第7 最後に

#### 1 区の貴重な財産の消滅

今回の経過で最も問題であるのは、これまで板橋区の評価を高めていたホタル

環境館を事实上機能停止させた環境課の職員による一連の行為だと私は思っています。

2013年4月に始まった井上課長によるボランティアに対するパワハラから始まり、委託業者に対して不当な疑惑を披瀝、そして、ついには2014年1月27日の名ばかりの「生態調査」と称して調査が実行されました。

この調査によって膨大なホタルの幼虫が流され、そして殺されました。

実際、例年開催されていたホタルの夜間特別鑑賞の実施は不可能となりましたし、そればかりか、ホタル館は廃館となり、同施設は解体されることになりました。

「生態調査」は私にとってある意味懲戒処分とともにつらい出来事でした。私とホタル館にかかわったあらゆる人たちの努力で育て上げた大切なホタルが大量に殺されました。当日井上課長は、カワニナの中に幼虫がいると聞いてカワニナを石の上で叩き割りました。その映像は残っています。あまりのことに本当に逆上してしまいそうで、私がその場にいたら本当に手を出してしまっていたかもしれません。そこには幼虫もいた可能性は十分にあります。そして、その幼虫は石の上で潰れたでしょう。区の職員が区の財産を滅矢した行為をなぜ区は責任を問わないのかと心から思います。

## 2 区に対する信頼感を喪失せしめたこと

ホタル館の存在意義は多様でした。区民のみならず全国のホタルファンへの癒しの場の提供という面があったことはもちろん、そして、生物多様性の保持という意味でも大きな意味を持っており、そのことは区みずから認めていたことでした。

板橋区経営革新諮問会議 第7回会議（会議録4頁 平成22年12月8日）において、前の資源環境部長は次のように述べています。

「（ホタル館の）意義というのは、実はホタルというのは一つそれだけじゃなくて、色々な生物の多様性といいますか、そちらの環境教育のための施設なんですね。研究している大学も国内の10大学と、あとアメリカの2大学、こちらの研究者との交流もございます。

そういうことも含めて、ホタルだけではなく、さまざまなホタルとの共生関係にある例えばハチであるとか、またはホタルのえさであるカワニナであるとか、そういう生物というのは一種類だけでは生きられずに、異生物から、すべていろいろな食物から、色々なものが一つの生物の食物連鎖という中で生物多様性を形成していると、そういうのを目の当たりにできる環境教育施設というのがここに存在意義になっているというふうに考えております」。

かかる存在意義をなぜ忘れてしまったのか、私は区長及び責任ある人たちに聞きたいです。

## 3 大熊町の期待に対する裏切り

ホタル館のホタルはもともと福島県大熊町のホタルでありました。大熊町のブログでは以下のように語られていました。

「今年も大熊町のホタルが板橋区で光を放ちます  
—板橋区ホタル生態環境館—

大熊町を故郷に持つグンジボタルが、東京都板橋区ホタル生態環境館で夜間公開されます。

このホタルは、平成元年に熊川地区から約300個の卵を採取し、世代交代を繰り返して今年で23世代目となります。この間一度も他の地域の個体や幼虫などと一切交えず、現在まで大熊町熊川の遺伝子を育んでいます。

ホタルは、外部から毎時 0.5 マイクロシーベルト以上の放射線を浴びると光らなくなるとされています。私たちは、現在、残念ながらふるさと大熊町でホタルを見ることはできませんが、板橋区ホタル生態環境館で、同じ大熊町を故郷に持つホタルを鑑賞しませんか？

そして、希望の光として、いつの日かホタルの光舞うふるさと大熊町を取り戻しましょう！

今回の資源環境部によるホタル館潰しは、この大熊町の「希望の光」をも奪うものだったのです。

#### 4 まとめ

私は、板橋区で仕事をし始めてから、懲戒処分に至るまで、多くをホタルとともに生きてきました。

私は、板橋区からの期待に応えるためにホタルの累代飼育を成し遂げ、そして 25 代にわたって板橋区にホタル館ありと、その社会的評価を高めることはあっても貶めることはまったくやってこなかったと自負しています。

ホタル再生事業にしても、クロマルハナバチ事業にしても、このホタルを中心とした環境を取り組む板橋区という印象を強く世に知らしめていたと思っています。私にとってホタルはそのまま人生と言って差し支えありません。ホタルを利用して何か権益を得ようとか、第三者のために利益を図そうとか、あるいは区から支払われる以外の利益をあげたいとか考えたことはありません。

なぜ、突然平成 25 年 4 月から山崎・井上がホタル館への攻撃をはじめることになったのか、その真の理由は私にはわかりません。彼らにとって私という存在が面白くなかったということなのでしょうが、なぜ面白くないのか、どうして私をこのように社会的に抹殺しようとし、ホタル館を潰すことに彼

らが進出したかったのか、教えてほしいです。

能登町・小山村、その他の理由が、懲戒処分という公務員にとって死刑に等しいものの基礎になりえないことは、これまでに十分明らかになったと私は思っています。

私は、社会的に抹殺されようとしたと感じています。そして、実際に彼らの意図は実現されました。懲戒処分後、ホタル再生の依頼は途絶えました。懲戒処分当時 8 件ほど依頼がかかっていたのですが、それもその後すべて断られています。またホタル等についての講演会も年間 15 回ほどあったと思いますが、懲戒後はほとんどありません。ホタル再生事業以外でもいわゆる河川の浄化等の話もありましたが（例えば東京オリンピックに向けての隅田川の護岸工事等），そのような話も立ち消えました。

私という人間はホタルの専門家として評価されていたと思いますが、それも板橋区のホタル館という存在とともにあったということがよくわかりました。

懲戒処分後、板橋区は生態調査を行った業者にそのままホタル館におけるホタル飼育を委託しました。しかし、その業者は累代飼育ができるほどの技術をもっておりません。だから、平成 26 年には夜間鑑賞会もできませんでした。酷いものです。そして情けないです。

さらに、板橋区はホタルの累代飼育に関する特許権を放棄しました。もちろん私になんの相談もありません。悲しくつらいことです。

裁判官の皆さまには、経過の不自然さと不合理さを十分にご理解いただきたいと存じます。そして、私に対する懲戒処分を取り消していただきたく心からお願いをいたします。

以上